

保険料を納めることが困難なときは「申請免除制度」を

問い合わせ
 広島西年金事務所 ☎082-535-1505
 岩国年金事務所 ☎242222
 保健医療課 ☎2141

年金のはなし No.273

「申請免除制度」とは、さまざまな事情により保険料の納付が困難な場合に、その間の保険料を免除することができるとのことです。

免除の申請をすると、本人・世帯主・配偶者の所得状況や失業・災害などの現況を審査し、承認された場合、所得に応じて4段階（全額・四分の三・半額・四分の一）の免除が受けられます。

申請時期 令和元年度分（令和元年7月～令和2年6月分）の手続きは7月1日からです。

なお、これまで免除を受けている方で、引き続き免除を希望される方

も、毎年手続きが必要となります。※免除申請時に継続審査を希望された方は手続きが不要の場合があります。

また、免除の申請は申請が受理された月から過去2年1カ月前（令和元年7月中に申請する場合は平成29年6月～令和元年6月）までさかのぼって行うことが可能です。

保険料を納められるようになったとき保険料の免除を受けると、将来受け取る年金額が満額にはなりません。満額を受け取るためには、免除を受けた期間の保険料を10年以内に納付（追納）する必要があります。

なお、免除開始から2年を経過すると、当時の保険料に一定の加算額が上乗せされますので、早めの追納をお勧めします。

未納のままでいると

未納期間が多いと、老齢年金が受給できなくなる可能性や、万が一のときの障害年金が受けられなくなる場合があります。注意してください。
 ・保険料の納付が困難なときは、申請免除制度を活用しましょう。



「訴訟最終告知」という架空請求

平成30年度の相談状況

消費者シリーズ No.218

封書やメール、SNSで架空請求

平成30年度の消費生活センターの相談件数は、77件でした。平成29年度の108件に比べて31件、28・7%減少しました。

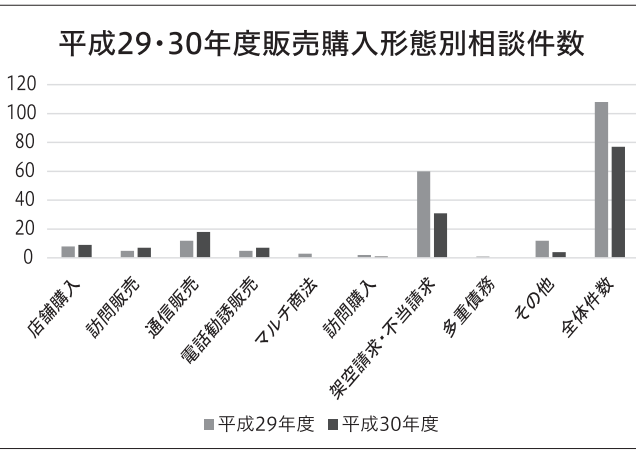
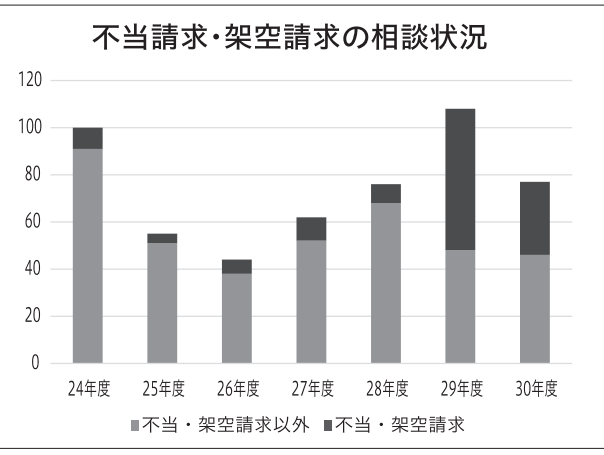
しかし、「訴訟最終告知のお知らせ」と記載されたがきで架空請求された相談などが相次いでいます。はがきだけでなく、封書を送る手口も発生しています。

問い合わせ 消費生活センター ☎32336

また、メールやSNSなどで「有料サイト利用料金」「電子通信料」の名目で架空請求されたという相談もありません。

通信販売の相談増加

「不当請求・架空請求」の相談は、相談全体の40%を占め、最も多いものですが、「通信販売」に関する相談件数も増加しています。「不良品が届いた」「お試しだと思



医療費の一部を助成 福祉医療制度

市の福祉医療には、重度心身障害者医療、ひとり親家庭等医療、乳幼児等医療の制度があり、医療費の自己負担の一部を助成しています。ただし、保険適用外のものには除きます。

現在受給者証をお持ちの方で、更新時に引き続き受給資格があれば、新しい受給者証を送付します。有効期限が過ぎた受給者証は返却してください。

また、転出や所得制限などで受給資格がなくなった場合も受給者証を返却してください。
 新たに認定を希望する場合は、申請をしてください。審査の結果、認定要件を満たせば、受給者証を送付します。
申請・返却
 受給者証の返却や認定申請をされる方は、保健医療課または各支所へ。

問い合わせ 保健医療課 ☎2141

区分	助成の対象となる方	所得制限	受診時一部負担
重度心身障害者医療	・身体障害者手帳1級～3級、療育手帳(A、A、B)をお持ちの方ただし、65歳以上の方で、後期高齢者医療制度の障害認定要件に該当する方は後期高齢者医療に加入した場合のみ助成されます。	・本人所得が159万5千円未満かつ扶養義務者所得が基準額未満であること。(扶養人数などにより基準額は変わります)	・医療機関 1日200円、医療機関毎に、通院は月4日まで、入院は月14日まで必要。 ・保険薬局(処方箋などによる薬代) 一部負担金は必要ありません。
ひとり親家庭等医療	・ひとり親の家庭などで令和2年3月末時点で18歳以下の方とその児童を養育している父親または母親など ・父母のいない児童	・所得税非課税の世帯の方(平成22年度税制改正前基準による)ただし、住民票が別でも生計が同一である扶養義務者は所得制限の審査対象になります。	・医療機関 1日500円、医療機関毎に、通院は月4日まで必要。 ・保険薬局(処方箋などによる薬代) 一部負担金は必要ありません。
乳幼児等医療	・0歳～15歳(中学校卒業までの児童)	・所得制限無し	

「たら定期購入だった」「簡単にもうかると情報商材を買ったが全くもうからない」などです。

防犯機能付き電話機の設置を

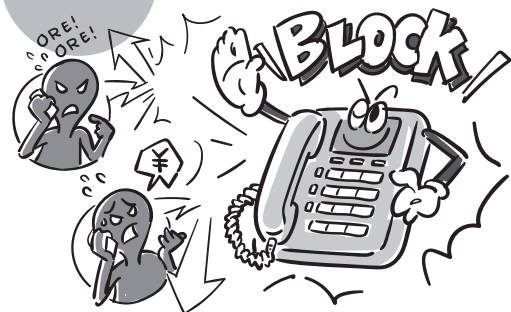
相談の契約当事者を年代別に見ると全体の37・7%が70歳以上、性別では、女性の割合が多くなっています。70歳以上では訪問販売、電話勧誘販売の相談が多く寄せられています。

「自動録音機能」や「自動着信拒否機能」などを備えた防犯機能付き電話機を設置するなどの防犯対策をしましょう。

(参照くらしのフレッシュ便)

モニター募集 迷惑電話防止装置

問い合わせ 産業振興課 ☎2131



市は、悪質事業者からの消費者被害を防止することを目的として、迷惑電話を事前にシャットアウトするなどの機能を備えた「迷惑電話防止装置モニター」を募集しています。

対象 次の①から③の全てに該当する方

- ①市内在住で、65歳以上の方がいる世帯
- ②ご自宅の固定電話が番号通知サービス(ナンバーディスプレイなど)を利用して世帯か機器設置までに利用開始できる世帯
- ③市が行うアンケートに回答できる世帯

モニター期間 令和2年2月末まで
モニター募集数 6台(申込順)
申し込み

申込書を産業振興課へ。まずは電話で問い合わせてください。

だまされないためのポイント

「誰でもだまされる可能性がある」という認識を持ちましょう。

怪しいメッセージが届いたら、家族などに相談しましょう。

いざという時に相談できる消費生活センターなどの機関をあらかじめ調べておくとうれしいでしょう。